

【第4期】長浜市債権管理計画

2022年度（令和4年度）

～

2024年度（令和6年度）

令和4年3月

長 浜 市

<目 次>

第1章 これまでの債権管理計画における取組

- 1 取組の成果 2
- 2 取組の現状と分析 4

第2章 計画における目標と取組

- 1 計画策定の趣旨、2 計画期間、3 計画目標 6
- 4 目標実現に向けた取組 10

<参考資料>

- 第3期債権管理計画期間における中間実績取りまとめ 12
- 対象とする債権の根拠法令 17

第1章 これまでの債権管理計画における取組

本市では、歳入の確保による財政健全化と市民負担の公平性の確立に資することを目的として、平成25年10月1日に「長浜市債権管理条例」を施行し、市の債権管理のより一層の適正化に全市一体となって取り組んでいます。

同条例第6条の規定から平成25年10月に第1期長浜市債権管理計画（以下「第1期計画」という。）、平成28年3月に第2期長浜市債権管理計画（以下「第2期計画」という。）、平成31年3月に第3期長浜市債権管理計画（以下「第3期計画」という。）を策定し、目標収納率等を定めて適正な債権管理と滞納の未然防止、債権回収の強化等、未収金の削減に向けて取組を進めてきました。

第1期計画	計画期間	平成25年度～平成27年度
	計画目標	計画期間の各年度について、前年度の収納率を上回ることを目標とし、滞納繰越額の削減を図る。
第2期計画	計画期間	平成28年度～平成30年度
	計画目標	平成27年度末の市全体未収額（見込額17億2千万円）に対し、平成30年度末時点で1億円（5.8%）以上削減することを指標として債権管理に尽力する。
第3期計画	計画期間	令和元年度～令和3年度
	計画目標	現年度分について、各前年度の収納率を維持するとともに、平成30年（2018年）度末の市全体未収額（見込額約15億円）に対し、令和3年（2021年）度末時点で10%（約1.5億円）以上削減することを指標として債権管理に尽力する。

1 取組の成果

【第1期計画（平成25年度～平成27年度）】

強制徴収債権では催告、財産調査、差押等の滞納処分を強化し、なかでも捜索や動産、不動産公売の滞納処分は県下でも上位に入る件数となりました。

非強制徴収債権では平成26年度から市長部局の債権所管課において弁護士委託による催告を実施し、その結果、主要債権の平成24年度末における未収金額が約20億5千万円であったものが、平成27年度末で約16億円と約4億5千万円削減できました。

【第2期計画（平成28年度～平成30年度）】

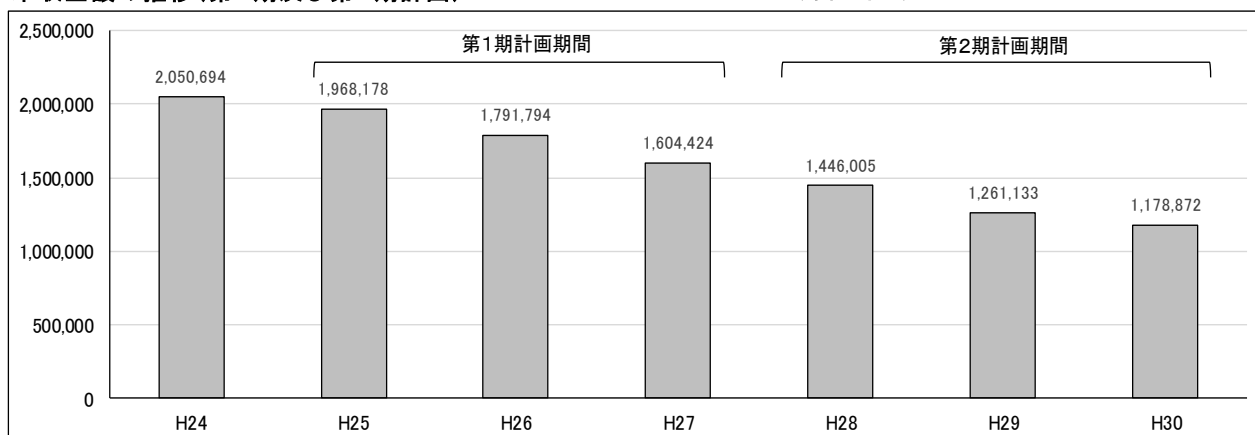
第2期では引き続き催告、財産調査、滞納処分に加え、平成30年度からは債権管理の一元化を進め、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料の債権回収を滞納整理課が担い、非強制徴収債権では弁護士委託による催告のほか、少額訴訟を実施し、債権回収の強化を図りました。

その結果、主要債権の平成27年度末における未収金額が約16億円であったものが、平成30年度末で約11億7千万円と約4億3千万円削減できました。

<未収金額の推移（第1期及び第2期計画）：債権管理条例（徴収計画）の運用実績と評価から>

未収金額の推移（第1期及び第2期計画）

（単位：千円）



(※平成30年度から公共下水道使用料及び公共下水道受益者負担金が特別会計から公営企業会計へ移行したことに伴い、平成31年3月末打ち切り決算で未収金額を算出するところですが、第2期計画の目標設定が平成31年4月、5月の出納閉鎖期間を含めた形で目標設定を行っているため、閉鎖期間も含めた形で未収金額の推移を比較しています。)

【第3期計画（令和元年度～令和3年度）】

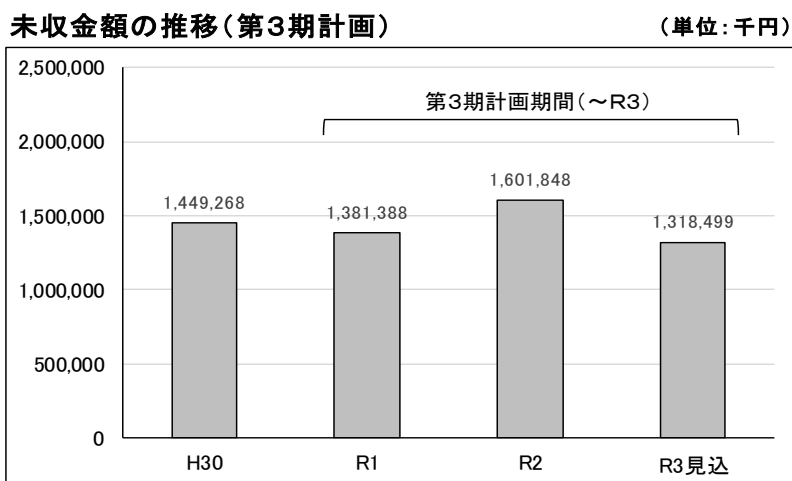
第3期では催告、財産調査、滞納処分による債権回収を行い、特に搜索の件数及び差押えした動産のインターネット公売の件数は過去最多となりました。

非強制徴収債権では弁護士委託による催告に加え、徴収困難な案件の一部を滞納整理課へ一時移管し、今後の滞納整理方針の検討や少額訴訟等の法的措置を実施しました。

その結果、主要債権の平成30年度末における未収金額が約14億5千万円であったものが、令和元年度末で13億8千万円と約7千万円削減できました。

令和2年度末においては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢の悪化、それに伴う徴収猶予等から、未収金額は約16億円と前年度より約2億2千万円の増額となりましたが、市税及び後期高齢者医療保険料を除く債権では未収金額が減少しており、着実に削減に向けて成果が現れています。

＜未収金額の推移（第3期計画）：債権管理条例（徴収計画）の運用実績と評価から＞



(※平成30年度の未収金額が第3期計画に移行した時点で約2億7千万円増加しているのは、第3期計画からは、公共下水道使用料及び公共下水道受益者負担金が平成30年度に特別会計から公営企業会計へ移行したことに伴い3月末で打ち切り決算として目標設定を行ったことが影響しています。)

2 取組の現状と分析

(1) 新たな未収金の発生抑止

① 「収納チャネルの拡充」

口座振替納付の継続勧奨を行うとともに、納付の利便性を向上させるため、コンビニ納付対象債権の拡充、次の新たな収納方法の導入を行いました。

<市税・保険料等（P12 の①～⑤、⑨、⑪、⑫の債権）>

モバイルレジ：インターネットバンキング払い、クレジットカード払い

電子マネー：LINE Pay、PayPay、au PAY、d払い、J-Coin

<公共下水道使用料等（P12 の⑧～⑩の債権）>

電子マネー：LINE Pay、PayPay、au PAY、PayB、楽天銀行、銀行 Pay

【今後に向けて】

- ・未収金の発生抑止に向け、口座振替納付への勧奨及び新たに導入された収納方法（キャッシュレス決済による納付）の周知啓発を引き続き行う必要があります。

(2) 未収金の累積防止

① 「わかりやすい制度説明」

既存のガイドブックを活用し、わかりやすく、丁寧に制度説明を行うことを心がけ、一部の債権では決定通知とともに各ケースに合わせた案内文を送付しました。

② 「多言語対応」

多言語対応に向け、通知文等の翻訳、翻訳機やリモート通訳機等を導入しました。

③ 「法令等に基づく減免制度の適用」

新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予や減免制度について、関係課と情報共有を図りながら適用しました。

④ 「民間（外部）委託の活用」

業務の効率化及び徴収職員が本来業務に専念できる体制を整えるために、定型、定量の事務の民間（外部）委託の活用について検討を図りました。

【今後に向けて】

- ・導入した翻訳機やリモート通訳機等を積極的に活用していく必要があります。
- ・徴収猶予や減免制度等の適用について、担当する職員だけでなく、関係課全体で理解を深め、それらの制度に該当する案件に対しては、より迅速かつスムーズに受付や事務処理を行っていかねばなりません。
- ・引き続き業務の効率化に向け、事務の見直しを行い、民間（外部）委託の活用について更に検討を行っていく必要があります。

(3) 既存未収債権の削減

① 「滞納処分、法的措置等の強化」

資力があるにもかかわらず納付しないケースに対して、一部の債権所管課では差押等の滞納処分や支払督促・訴訟・強制執行等を行い、未収金の回収を進めました。

② 「弁護士委託の拡充」

非強制徴収債権の債権回収の強化を図るため、弁護士による催告の取組の拡充を図りました。また、回収困難な債権に対する法的措置等の技術的支援を得るため、弁護士相談の機会を設けました。

③「滞納処分の執行停止、徴収停止、債権放棄の検討」

所在が不明な者や納付資力がない者等明らかに回収が困難であるケースについては、滞納処分の執行停止や徴収停止、長浜市債権管理条例に基づく債権放棄等を行い、適正な債権管理に努めました。

【今後に向けて】

- ・一部の債権所管課だけでなく、債権所管課全体で積極的に法的措置等の実施を図っていかねばなりません。
- ・滞納処分、法的措置の実施や執行停止、債権放棄等を実施するために、その前提となる財産調査等を継続して行っていく必要があります。

(4) 全庁一体となった取組の推進

①「債権管理委員会を中心とした取組」

全庁的な債権管理の推進体制を更に強化するため、債権管理委員会において、引き続き各債権所管課の取組に対する総合的な調整を行いました。

②「情報の相互利用」

個人情報保護に留意しつつ、債権回収に必要な情報の相互利用に向け、他の自治体の情報連携体制も参考に検討を行い、非強制徴収債権所管課において財産調査の同意を得る取組を進めました。

③「人材の育成」

庁外で開催される債権回収関連研修への積極的な参加を促すとともに、債権回収に関する専門知識や徴収スキルの継承のために、庁内においても、新任担当職員を対象に債権回収に精通した弁護士による研修会の実施や参考文献の提供を行いました。

④「債権管理体制等の整備」

「債権の回収責任は所管課にある」という原則に基づき、円滑に債権回収ができる業務体制の見直しと債権回収の取組を支援するため、定期的実施する債権管理進捗ヒアリングや強制徴収公債権を対象とした情報交換会において事務局である滞納整理課から助言や情報提供を行うとともに、ノウハウを蓄積した関係課による実務指導や資料提供により庁内の更なる連携強化を図りました。

非強制徴収債権における徴収困難案件に対して、滞納整理課へ徴収事務を一時移管し、今後の滞納整理方針の検討や法的措置に向けた弁護士への委託等、適正な債権管理に向けた新たな体制の構築を図りました。

【今後に向けて】

- ・財産調査における同意を得ることができなかった者に対して、同意を得るための対応を検討していく必要があります。
- ・人事異動等で担当者が変わっても、速やかに債権管理に携われるようにフォロー体制の構築とノウハウの継承を行っていかねばなりません。

第2章 計画における目標と取組

1 計画策定の趣旨

債権管理計画も第4期をむかえ、これまでの計画に基づく取組により第3期の途中までは未収金額は減少傾向であり、各債権所管課における債権管理に関する取組への意識やそのノウハウについても定着から運用、発展へとつながり、現年度分においては債権回収に向けた取組が確立されつつあります。

今後はこれらの取組を継続していくことが重要であり、それと併せて長期間回収困難となっている事案については、各事案の状況を確認しながら、最も効果的な債権整理を行っていく必要があります。

一方で、新型コロナウイルス感染症による社会経済情勢の悪化を受け、徴収猶予の適用と債権回収における配慮を要したことから、今まで減少していた未収金額も増加しています。

これらの状況を受け、今回の債権管理計画では、引き続き未収金額の削減を全体目標として、次のとおり計画を策定します。

なお、今回の計画からは学校給食費、生活保護費 63 条返還金及び生活保護費 78 条徴収金を対象債権として含め、適正な債権管理に向けた進捗確認を行います。

2 計画期間

令和4年度～令和6年度 【3か年計画】

3 計画目標

(1) 全体目標

令和3年度（2021年度）末の削減目標として設定している債権の未収金額の合計額（見込額約13億円）を、令和4年度から令和6年度の各年度の「現年度分の未収金額」、「滞納繰越分の未収金額」も含めて、令和6年度（2024）年度末時点で4千8百万円以上削減します。

<補足>

毎年度、現年度分の未収金額が約6億2千万円、3年間で約18億6千万円の未収金の発生が想定されるため、目標の達成に向けて、3年間で19億8百万円（18億6千万円＋4千8百万円）の債権回収・整理を行っていくことになります。

(2) 対象とする債権及び未収金額の債権別目標

<【強制】：強制徴収公債権、【非強制】：非強制徴収公債権、【私債権】：私債権>

債権名	区分	R2年度 決算	R3年度 決算見込	未収金額 (R3年度)	R4年度 予定	R5年度 予定	R6年度 予定	削減目標 (千円)
①市税 【強制】	現年度 収納率 (%)	97.6	99.2	425,284	424,168	414,734	412,910	△12,374
	滞納繰越 収納率 (%)	22.1	54.1					
	不納欠損額 (千円)	36,894	23,676					
	未収金額 (千円)	706,965	425,284					
②国保健康保 険料(税) 【強制】	現年度 収納率 (%)	95.4	95.2	228,941	228,068	218,506	208,561	△20,380
	滞納繰越 収納率 (%)	27.4	26.8					
	不納欠損額 (千円)	41,940	47,484					
	未収金額 (千円)	248,073	228,941					
③後期高齢者 医療保険料 【強制】	現年度 収納率 (%)	99.8	99.5	7,554	9,363	10,261	10,702	3,148
	滞納繰越 収納率 (%)	59.3	50.0					
	不納欠損額 (千円)	270	280					
	未収金額 (千円)	4,078	7,554					
<削減目標が増額見込となる理由> 当年度加入者数が増加傾向にあり、軽減率の縮小及び延命化や医療の高度化に対応するための適正な 保険料算定の結果、1人当たりの保険料額も制度発足時より伸びており、例年の目標収納率を維持で きたとしても増額となるため。								
④介護保険料 【強制】	現年度 収納率 (%)	99.6	99.6	20,000	20,057	19,455	18,296	△1,704
	滞納繰越 収納率 (%)	30.9	28.0					
	不納欠損額 (千円)	4,001	5,305					
	未収金額 (千円)	20,396	20,000					
⑤保育所保育 料 【強制】	現年度 収納率 (%)	99.6	99.4	4,554	4,444	4,402	4,338	△216
	滞納繰越 収納率 (%)	30.0	23.0					
	不納欠損額 (千円)	689	608					
	未収金額 (千円)	5,238	4,554					
⑥放課後児童 クラブ保護者 負担金 【私債権】	現年度 収納率 (%)	99.9	99.9	288	242	198	196	△92
	滞納繰越 収納率 (%)	37.2	53.7					
	不納欠損額 (千円)	0	0					
	未収金額 (千円)	432	288					

債権名	区分	R2年度 決算	R3年度 決算見込	未収金額 (R3年度)	R4年度 予定	R5年度 予定	R6年度 予定	削減目標 (千円)
⑦市営住宅使用料 【私債権】	現年度 収納率 (%)	97.5	98.7	15,402	15,412	15,340	15,195	△207
	滞納繰越 収納率 (%)	13.4	9.6					
	不納欠損額 (千円)	1,243	2,449					
	未収金額 (千円)	18,760	15,402					
⑧住宅改修資金貸付金等 【私債権】	現年度 収納率 (%)	98.2	94.0	146,426	138,987	131,810	124,882	△21,544
	滞納繰越 収納率 (%)	4.1	4.0					
	不納欠損額 (千円)	2,849	0					
	未収金額 (千円)	151,797	146,426					
⑨農業集落排水処理施設使用料 【非強制】	現年度 収納率 (%)	99.4	99.2	5,788	6,110	5,720	5,686	△102
	滞納繰越 収納率 (%)	49.2	41.2					
	不納欠損額 (千円)	34	4					
	未収金額 (千円)	5,636	5,788					
※⑩学校給食費 【私債権】	現年度 収納率 (%)	99.9	99.7	1,402	1,911	2,005	1,842	440
	滞納繰越 収納率 (%)	47.8	—					
	不納欠損額 (千円)	873	0					
	未収金額 (千円)	384	1,402					
<p>※R2年度決算は、市公会計移行前の状況 ※R3年度決算見込は、市公会計へ移行したため、滞納繰越も含め現年度への計上となる。</p>								
<p><削減目標が増額見込となる理由> 年間の給食費の歳入調定額が約480,000千円あり、収納率99.9%を維持しても毎年約480千円の未収金額が発生すること、令和2年4月から時効期間が2年から5年に変更になったことに伴い、計画期間中に不納欠損する案件も少ないことが予想されるため。</p>								
⑪公共下水道使用料 【強制】	現年度 収納率 (%)	84.2	84.1	342,069	343,281	345,643	348,187	6,118
	滞納繰越 収納率 (%)	87.8	87.1					
	不納欠損額 (千円)	5,435	4,945					
	未収金額 (千円)	331,291	342,069					
<p><削減目標が増額見込となる理由> 農業集落排水処理施設から公共下水道への切り替えの推進により歳入調定額が増額することとなり、例年の目標収納率を維持しても増額となるため。</p>								
⑫公共下水道受益者負担金 【強制】	現年度 収納率 (%)	98.5	98.0	443	210	150	0	△443
	滞納繰越 収納率 (%)	96.4	89.8					
	不納欠損額 (千円)	0	0					
	未収金額 (千円)	422	443					

債権名	区分	R2年度 決算	R3年度 決算見込	未収金額 (R3年度)	R4年度 予定	R5年度 予定	R6年度 予定	削減目標 (千円)
⑬病院診療費 (長浜病院) 【私債権】	現年度 収納率 (%)	96.9	95.0	110,834	112,519	111,904	110,530	△304
	滞納繰越 収納率 (%)	49.3	40.2					
	不納欠損額 (千円)	4,633	3,800					
	未収金額 (千円)	91,730	110,834					
⑭病院診療費 (湖北病院) 【私債権】	現年度 収納率 (%)	97.0	96.3	10,856	10,527	10,303	10,049	△807
	滞納繰越 収納率 (%)	62.7	66.7					
	不納欠損額 (千円)	197	81					
	未収金額 (千円)	9,826	10,856					
⑮生活保護費 63条返還金 【強制・非強制】	現年度 収納率 (%)	97.0	93.7	※他の債権と異なり、定期的に発生する債権ではなく、 事後的に判明し、額の多寡に幅のある債権であるため、 発生および削減の推移を予測することは困難であること、 また、未納者の大半が生活保護受給者であり、削減 目標の設定になじまないことから、数値目標の設定 は行わないこととします。 ただし、定期的に債権管理の状況等について、確認 を行うこととします。				
	滞納繰越 収納率 (%)	12.7	10.0					
	不納欠損額 (千円)	0	80					
	未収金額 (千円)	4,754	5,031					
⑯生活保護費 78条徴収金 【強制・非強制】	現年度 収納率 (%)	7.3	15.5					
	滞納繰越 収納率 (%)	5.4	4.7					
	不納欠損額 (千円)	0	3,716					
	未収金額 (千円)	60,827	56,187					

<全体の未収金額の目標>

	区分	R2年度 決算	R3年度 決算見込	未収金額 (R3年度)	R4年度 予定	R5年度 予定	R6年度 予定	削減目標 (千円)
上記① ～⑭の 合計額	未収金額 (千円)	1,595,030	1,319,841	1,319,841	1,315,299	1,290,431	1,271,374	△48,467

(3) 各年度の現年度分・滞納繰越分の収納率について

直近の収納状況を確認しながら毎年度、策定する徴収計画で収納率等を設定し、その達成状況を確認、公表します。

4 目標実現に向けた取組

(1) 新たな未収金の発生抑止

①「新たな収納方法の利用啓発及び収納方法の拡充」

新たな収納方法（キャッシュレス決済による納付）の利用促進に向けた啓発及び更なる収納方法の拡充を図ります。

②「発生抑止に向けた様々な手法の活用」

引き続き口座振替の推奨徹底、訪問徴収、利用制限等様々な手法や機会を利用して未収金の発生を抑止するように努めます。

※利用制限の具体例（放課後児童クラブ通所承諾取消・保育施設の利用調整時の減点等）

(2) 未収金の累積防止

①「わかりやすい制度説明、多言語対応」

制度の説明や納付相談における多言語対応に向け、翻訳機やリモート通訳機の積極的な活用に努めます。

②「新型コロナウイルス感染症の影響への対応」

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、納付相談時には個々の生活状況をより丁寧に聞き取り、徴収猶予や減免制度への案内も含め柔軟な対応を行います。

③「徴収猶予、減免制度等の適用」

徴収猶予や減免制度等への理解を深めるための研修会の開催やマニュアルの作成により、関係課と連携を図りながら、制度の適用を進めます。

④「業務の効率化、民間活用」

更なる業務の効率化に向けた事務の見直し、預貯金調査の電子化や民間（外部）委託の活用等を検討します。

(3) 既存未収債権の削減

①「滞納処分、法的措置等の実施に向けた弁護士との連携」

債権回収の強化に向け、すべての債権所管課において法的措置等の実施が図れるよう、弁護士相談会の実施や弁護士委託を活用します。

②「財産調査、実態調査等の情報収集」

法的措置の実施や不納欠損に向けた財産調査、実態調査等に努めます。

(4) 全庁一体となった取組の推進

①「債権管理委員会を中心とした取組及び進捗確認」

全庁的な債権管理の推進体制を継続するため、引き続き債権管理委員会において、各債権所管課の取組に対する総合的な調整を図るとともに、事務局である滞納整理課において定期的に各債権所管課に対してヒアリングを実施し、債権管理の進行状況の確認や管理体制について助言を行います。

②「財産調査に向けた同意を得ることの徹底」

財産調査を行うため本人からの同意を得る取組を徹底するとともに、同意を得ていない者への対応を検討します。

③「人材の育成、事務引き継ぎの徹底」

人事異動等で担当者が変わった場合でも、債権管理の取組が速やかに実施できるよう債権管理マニュアルの作成、事務引き継ぎの徹底を図るとともに、外部の債権回収関連研修への参加啓発、新任担当職員を対象とした研修会の実施や参考文献の提供を行います。

④「徴収困難案件に対する一時移管事務の確立」

徴収困難案件について滞納整理課に徴収事務を一時移管し、法的措置等も含めた滞納整理方針の検討が行えるように、事務の流れを確立し、活用しやすい仕組み作りを進めます。

<参考資料>

【第3期債権管理計画期間における中間実績取りまとめ（債権別）】

名		収納率（％）		未収金額（千円）		
		現年分	滞繰分	現年分	滞繰分	合計
①市税 【強制徴収公債権】	H30	99.2	24.8	126,026	330,829	456,855
	R1	99.2	22.1	132,145	306,904	439,049
	R2	97.6	22.1	407,133	303,581	710,714
H30 対 R2 比		▲ 1.6	▲ 2.7	281,107	▽ 27,248	253,859
②国民健康保険料（税） 【強制徴収公債権】	H30	95.2	26.8	108,944	171,267	280,211
	R1	95.0	26.3	113,376	151,558	264,934
	R2	95.3	27.4	104,902	146,120	251,022
H30 対 R2 比		0.1	0.6	▽4,042	▽25,147	▽29,189
③後期高齢者医療保険料 【強制徴収公債権】	H30	99.8	50.9	2,503	1,045	3,548
	R1	99.8	58.2	2,550	1,334	3,884
	R2	99.8	59.3	2,914	1,309	4,223
H30 対 R2 比		0.0	8.4	411	264	675
④介護保険料 【強制徴収公債権】	H30	99.6	38.0	11,388	10,691	22,079
	R1	99.6	33.7	10,675	11,273	21,948
	R2	99.6	30.9	9,438	11,127	20,565
H30 対 R2 比		0.0	▲7.1	▽1,950	436	▽1,514
⑤放課後児童クラブ保護者 負担金 【私債権】	H30	99.4	42.5	459	505	964
	R1	99.9	47.6	119	473	592
	R2	99.9	37.2	60	372	432
H30 対 R2 比		0.5	▲5.3	▽399	▽133	▽532
⑥市営住宅使用料 【私債権】	H30	96.8	8.1	2,516	17,486	20,002
	R1	95.2	13.1	3,609	17,377	20,986
	R2	97.5	13.4	1,822	16,938	18,760
H30 対 R2 比		0.7	5.3	▽694	▽548	▽1,242
⑦住宅改修資金貸付金等 【私債権】	H30	97.0	4.2	673	171,616	172,289
	R1	93.8	4.3	1,007	159,944	160,951
	R2	98.2	4.1	221	151,576	151,797
H30 対 R2 比		1.2	▲0.1	▽452	▽20,040	▽20,492
⑧公共下水道使用料 【強制徴収公債権】	H30	85.0	85.8	287,350	44,612	331,962
	R1	84.6	86.5	290,453	36,629	327,082
	R2	84.2	87.8	296,825	34,466	331,291
H30 対 R2 比		▲0.8	2.0	9,475	▽10,146	▽671

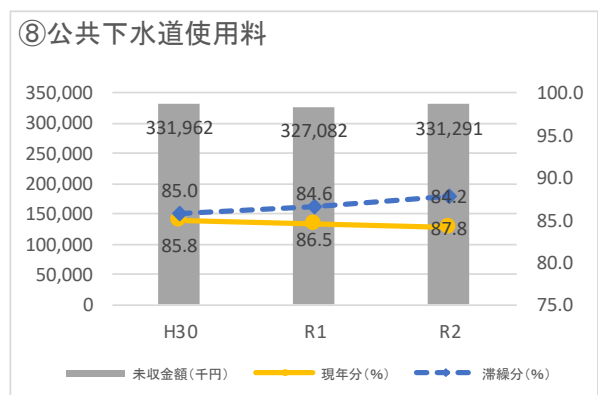
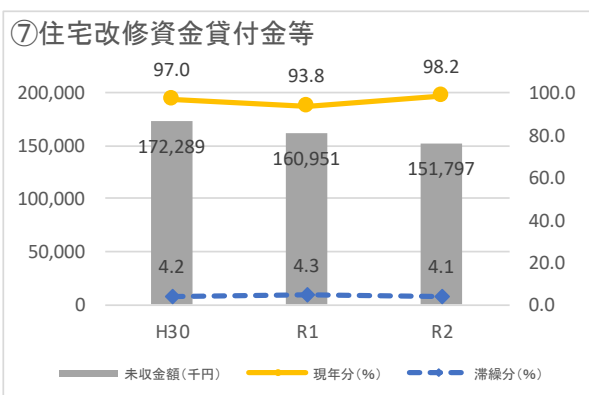
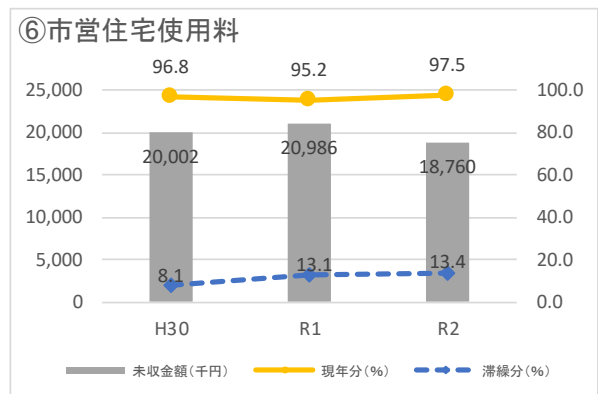
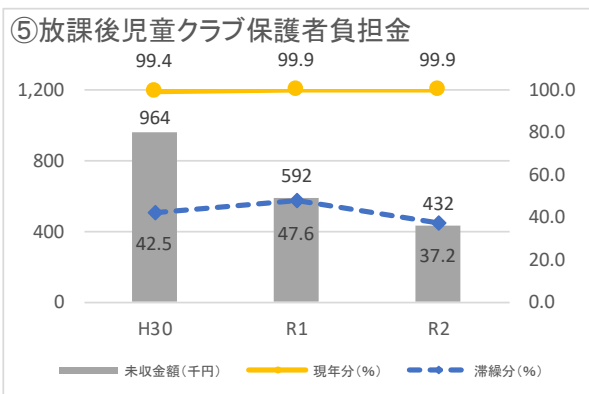
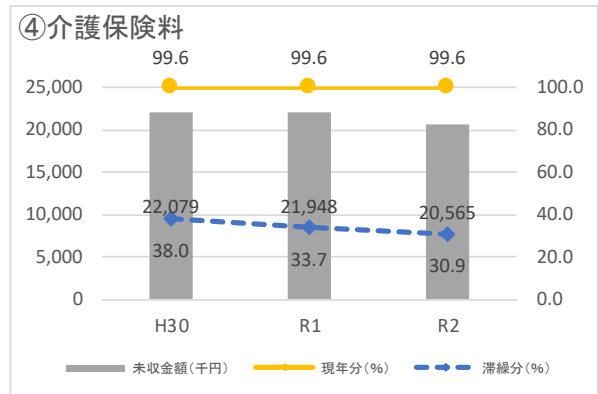
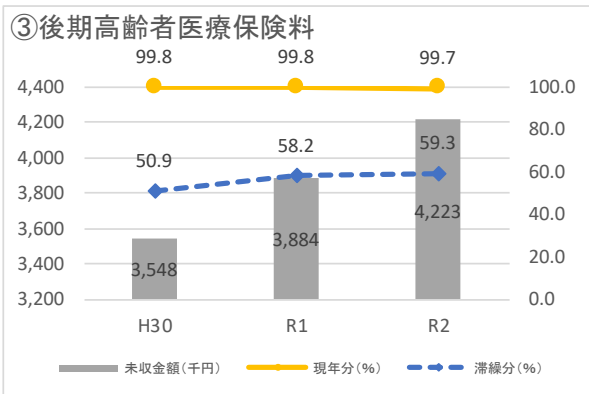
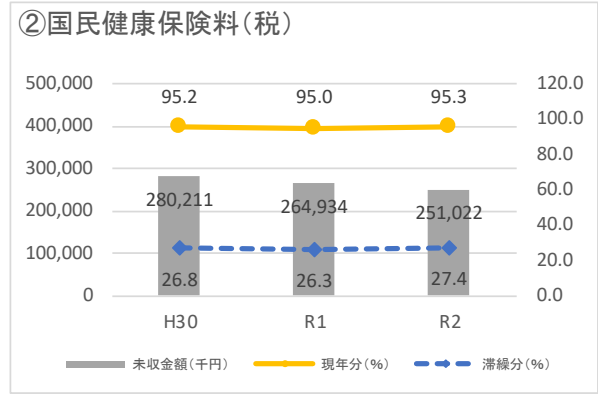
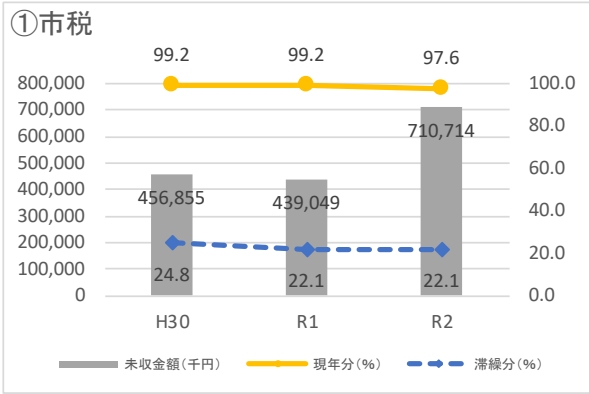
債権名		収納率 (%)		未収金額 (千円)		
		現年分	滞繰分	現年分	滞繰分	合計
⑨公共下水道受益者負担金 【強制徴収公債権】	H30	97.6	70.6	590	306	896
	R1	98.6	65.6	370	238	608
	R2	98.5	96.4	400	22	422
H30 対 R2 比		0.9	25.8	▽190	▽284	▽474
⑩農業集落排水処理施設 使用料 【非強制徴収公債権】	H30	99.0	39.9	3,700	5,219	8,919
	R1	99.4	40.1	2,068	5,345	7,413
	R2	99.4	49.2	1,911	3,734	5,645
H30 対 R2 比		0.4	9.3	▽1,798	▽1,485	▽3,283
⑪保育所保育料 【強制徴収公債権】	H30	99.4	32.8	3,257	7,091	10,348
	R1	99.6	31.8	1,629	5,705	7,334
	R2	99.6	30.0	794	4,444	5,238
H30 対 R2 比		0.2	▲2.8	▽2,463	▽2,647	▽5,110
⑫幼稚園保育料 【強制・非強制徴収公債権】	H30	99.8	54.5	169	248	417
	R1	100.0	45.1	0	191	191
	R2	0.0	4.2	0	183	183
H30 対 R2 比		—	▲50.3	▽169	▽65	▽234
⑬病院診療費等 (長浜病院) 【私債権】	H30	94.8	34.4	66,091	64,404	130,495
	R1	95.4	51.4	62,392	54,501	116,893
	R2	96.9	49.3	37,144	54,586	91,730
H30 対 R2 比		2.1	14.9	▽28,947	▽9,818	▽38,765
⑭病院診療費等 (湖北病院) 【私債権】	H30	97.3	57.5	6,316	3,967	10,283
	R1	97.3	66.7	6,388	3,135	9,523
	R2	97.0	62.7	6,474	3,352	9,826
H30 対 R2 比		▲0.3	5.2	158	▽615	▽457
合 計	H30	97.7	37.8	619,982	829,286	1,449,268
	R1	97.7	39.0	626,781	754,607	1,381,388
	R2	96.8	39.6	870,038	731,810	1,601,848
H30 対 R2 比		▲0.9	1.8	250,056	▽97,476	152,580

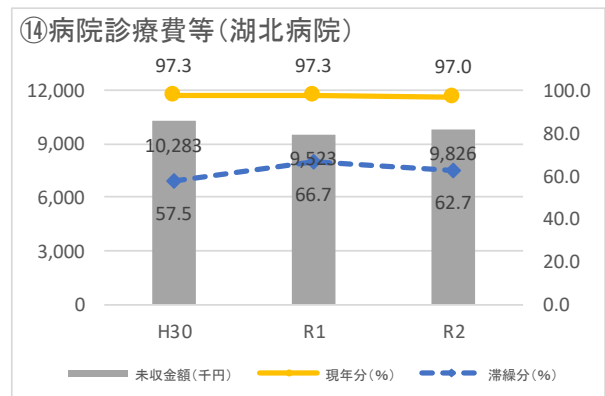
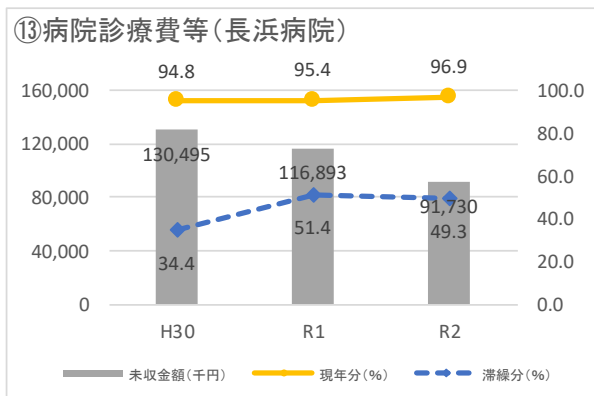
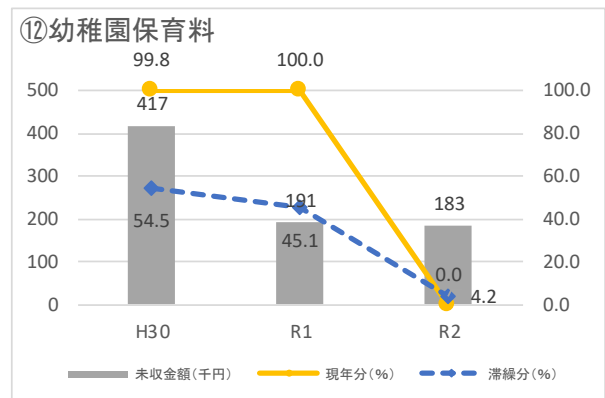
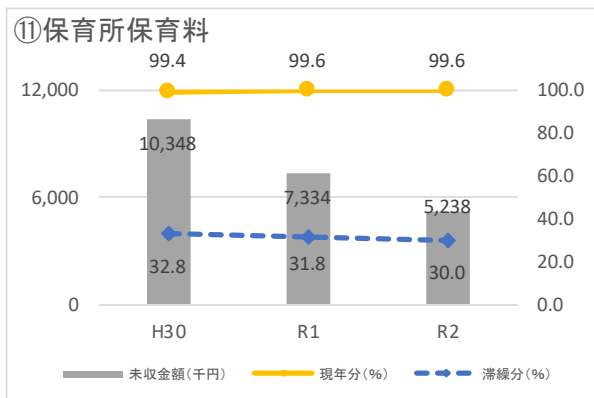
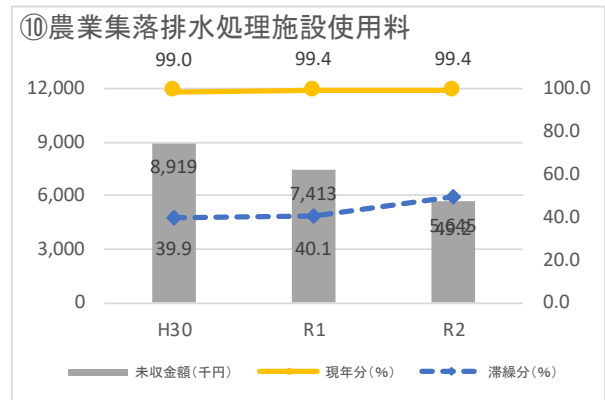
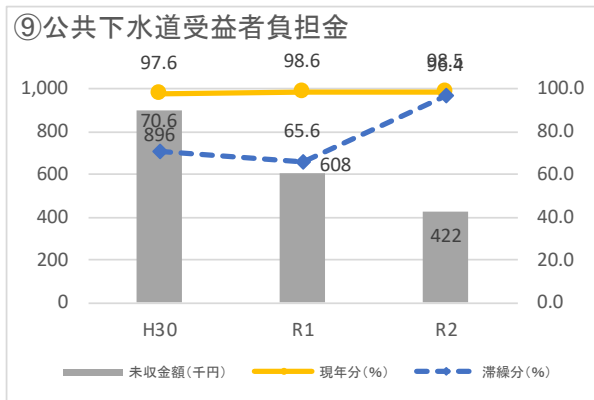
※各年度の数値は、「債権管理条例（徴収計画）の運用実績と評価」から抜粋

※未収金額については、決算書における収入済額から還付未済額を差し引いているため、決算書の収入未済額と未収金額が一致しない場合があります。

※平成 30 年度は第 3 期計画の基準年度

※表中収納率における「▲」は基準年度（H30）と比較して低下したものの、未収金額における「▽」は基準年度（H30）と比較して削減できたものを表します。





※【①市税】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の適用（徴収猶予：件数 271 件、金額 313,084,600 円）により現年度分の未収金額が増加し、収納率が低下しました。

※【③後期高齢者医療保険料】

団塊世代が75才に到達することで加入者人口が増加し、保険料総額が増加することと、その加入者の中には以前からの国保料等の滞納者も含まれていることから、収納率を堅持しても、未収金額は増えていく状況となっています。

【第3期債権管理計画期間における中間実績取りまとめ（債権種類別）】

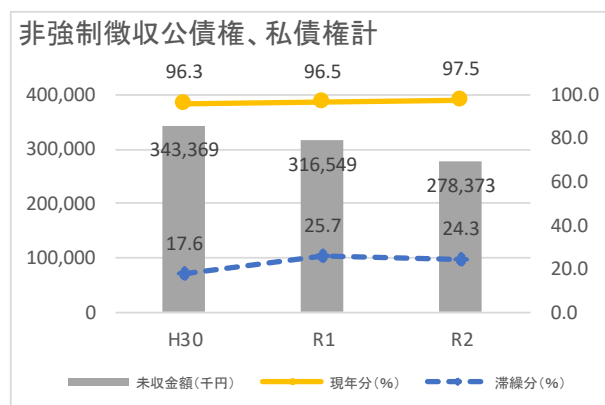
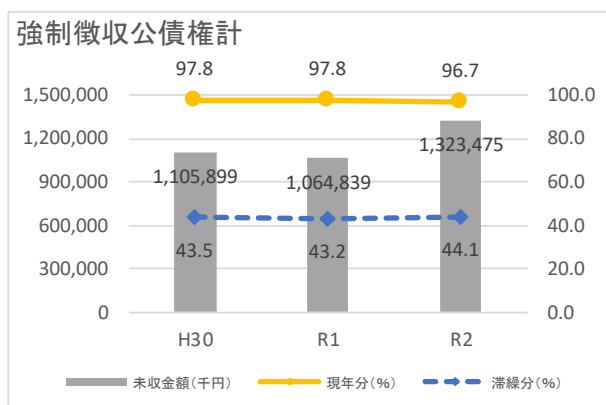
債権名		収納率（%）		未収金額（千円）		
		現年分	滞繰分	現年分	滞繰分	合計
強制徴収公債権計 ①+②+③+④+⑧+⑨ +⑪	H30	97.8	43.5	540,058	565,841	1,105,899
	R1	97.8	43.2	551,198	513,641	1,064,839
	R2	96.7	44.1	822,406	501,069	1,323,475
H30 対 R2 比		▲ 1.1	0.6	282,348	▽64,772	217,576
非強制徴収公債権、私債 権計 ⑤+⑥+⑦+⑩+⑫+⑬ +⑭	H30	96.3	17.6	79,924	263,445	343,369
	R1	96.5	25.7	75,583	240,966	316,549
	R2	97.5	24.3	47,632	230,741	278,373
H30 対 R2 比		1.2	6.7	▽32,292	▽32,704	▽64,996
合 計	H30	97.7	37.8	619,982	829,286	1,449,268
	R1	97.7	39.0	626,781	754,607	1,381,388
	R2	96.8	39.6	870,038	731,810	1,601,848
H30 対 R2 比		▲ 0.9	1.8	250,056	▽97,476	152,580

※各年度の数値は、「債権管理条例（徴収計画）の運用実績と評価」から抜粋

※未収金額については、決算書における収入済額から還付未済額を差し引いているため、決算書の収入未済額と未収金額が一致しない場合があります。

※平成30年度は第3期計画の基準年度

※表中収納率における「▲」は基準年度（H30）と比較して低下したものの、未収金額における「▽」は基準年度（H30）と比較して削減できたものを表します。



【対象とする債権の根拠法令】

(1) 強制徴収公債権

債権名		徴収根拠	時効	時効の根拠	時効の援用 不要の根拠	督促の時効 更新根拠	滞納処分 の根拠
市税		地方税法第2条	5年	地方税法第18条第1項	地方税法第18条第2項	地方税法第18条の2	地方税法第331条第6項
国民健康保険料(税)		国民健康保険法第76条 (地方税法第703条の4第1項)	2年 (5年)	国民健康保険法第110条第1項 (地方税法第18条第1項)	地方自治法第236条第2項 (地方税法第18条第2項)	国民健康保険法第110条第2項 (地方税法第18条の2)	国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3第3項 (地方税法第728条)
後期高齢者医療保険料		高齢者の医療の確保に関する法律第104条	2年	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項	地方自治法第236条第2項	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第2項	高齢者の医療の確保に関する法律第113条 地方自治法第231条の3第3項
介護保険料		介護保険法第129条	2年	介護保険法第200条第1項	地方自治法第236条第2項	介護保険法第200条第2項	介護保険法第144条 地方自治法第231条の3第3項
公共下水道使用料		下水道法第20条第1項 長浜市下水道条例第16条	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第3項 地方自治法附則第6条第3号
公共下水道受益者負担金	負担金	都市計画法第75条第1項及び第2項 長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例第5条	5年	都市計画法第75条第7項	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	都市計画法第75条第5項
	分担金	地方自治法第224条 長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例第5条	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	地方自治法第231条の3第3項
保育所保育料		児童福祉法第56条第3項	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	児童福祉法第56条第8項 子ども・子育て支援法附則第6条第7項
生活保護費返還金(平成30年10月1日以後に市町が支弁した保護費に係る生活保護法第63条の規定による徴収金)		生活保護法第63条	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	生活保護法第77条の2第2項
生活保護費徴収金(平成26年7月1日以後に市町が支弁した保護費に係る生活保護法第78条の規定による徴収金)		生活保護法第78条第1項	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第2項	地方自治法第236条第4項	生活保護法第78条第4項

(2) 非強制徴収公債権

債権名	徴収根拠	時効	時効の根拠	時効の援用 不要の根拠	督促の時効 更新根拠	督促・延滞金 の根拠
農業集落排水処理施設 使用料	地方自治法第 225条	5年	地方自治法第 236条第1項	地方自治法第 236条第2項	地方自治法第 236条第4項	地方自治法第231条 の3第1項、2項
生活保護費 返還金（強 制徴収公債 権に該当す るものを除 く）	生活保護法第63 条	5年	地方自治法第 236条第1項	地方自治法第 236条第2項	地方自治法第 236条第4項	地方自治法第231条 の3第1項、第2項
生活保護費 徴収金（強 制徴収公債 権に該当す るものを除 く）	生活保護法第78 条第1項	5年	地方自治法第 236条第1項	地方自治法第 236条第2項	地方自治法第 236条第4項	地方自治法第231条 の3第1項、第2項

(3) 私債権

債権名	※時効	時効の根拠	時効の援用の根拠	消滅時効の更新根拠
放課後児童クラブ 保護者負担金	5年 (10年)	民法第166条第1項	民法第145条	地方自治法第236条第4項 民法第147条
市営住宅使用料	5年	民法第166条第1項	民法第145条	地方自治法第236条第4項 民法第147条
住宅改修資金 貸付金等	5年 (10年)	民法第166条第1項	民法第145条	地方自治法第236条第4項 民法第147条
学校給食費	5年 (2年)	民法第166条第1項	民法第145条	地方自治法第236条第4項 民法第147条
病院診療費	5年 (3年)	民法第166条第1項	民法第145条	地方自治法第236条第4項 民法第147条

※民法改正により令和2年4月1日以降は「権利を行使できることを知った日から5年」。

それ以前は、債権によって2～10年。